

## 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び 児童の保護等に関する法律を改正する法律案（中間報告）

### 1. 児童ポルノの定義の明確化等

#### (1) 定義の明確化（限定）（第2条関係）

「児童ポルノ」の定義を明確化するため、①第2号を拡充し、②第3号を削除し、③「性欲を興奮させ又は刺激する」との要件を客観的な要件に改める。

定義を明確化することにより、可罰的でない事案については処罰されず、可罰的な事案については厳正に対処されることが可能となる。

#### (2) 「児童ポルノ」の用語の改正（題名および各条関係）

本法が風俗犯罪処罰法ではなく、あくまでも児童に対する性的搾取・性的虐待から児童の権利を保護するための法律であることを明確にする観点から、「児童ポルノ」の用語を「児童性行為等姿態描写物」と改める。

### 2. 児童ポルノ取得罪の新設等

#### (1) 児童ポルノ取得に係る罰則の新設（第7条関係）

要件を限定しつつ、提供目的以外の児童ポルノの取得等につき、罰則を設ける。

提供目的以外の児童ポルノの所持一般を処罰することについては、捜査機関による恣意的な捜査につながりかねず、結果として、個人の私的な領域に対して公権力が不当に介入するおそれを完全には払拭し切れないため、金銭のやり取りという客観的事実を伴う「有償」取得行為か、「複数回(反復性)」の取得行為に限定する。

#### (2) 児童ポルノ製造に係る罰則の対象範囲の拡大（第7条関係）

現行法は、提供目的以外の児童ポルノの製造につき、児童に児童ポルノの姿態をとらせた場合のみ処罰対象としており、盗撮により児童ポルノを製造した場合は処罰されない。

しかし、児童に児童ポルノの姿態をとらせていない場合（盗撮等）についても、被写体となった児童の心身に有害な影響を及ぼしているといえることから、「みだりに」を要件に付加し処罰対象とする。

#### (3) 濫用防止のための「適用上の注意」規定の具体化（第3条関係）

上記の(1)及び(2)において、提供目的以外の児童ポルノ取得につき罰則を新設し、また、児童ポルノ製造の適用対象範囲を拡大することとしているが、これによって捜査機関による私的領域への不当な介入行為や恣意的な捜査があってはならない。

そのため、この趣旨を徹底するために、適用上の注意規定をより具体的に規定する。

### 3. 既存の児童ポルノ提供罪等の法定刑引上げ（第4条～第8条関係）

児童に対する性的搾取及び性的虐待に対して、より厳しい姿勢を示すため、全般的に法定刑を見直し、1段階ずつ引き上げる。

### 4. 被害児童の保護の制度に係る見直し

#### (1) 被害児童の保護措置を実施する主体及び責任の明確化（第15条関係）

現行法は、心身に有害な影響を受けた児童（被害児童）に対する保護の措置を実施する主体として、「関係行政機関」とのみ規定するに過ぎず、具体的にどのような機関がこれを実施し、責任を負うのかが規定上不明確である。

そこで、被害児童に対する保護の措置としては主として児童福祉法に基づく措置が実施されることから、その中心的な実施主体である都道府県、児童相談所、福祉事務所、市町村を関係行政機関の例示として規定する。

#### (2) 専門家による制度の継続的な検証・評価（フォローアップ体制の確立）（第16条の2として新設）

心身に有害な影響を受けた児童（被害児童）に対する保護に関する施策の充実には、専門的な知識経験を有する者による継続的な検討及び検証が不可欠であるが、現行法にはその旨の規定がなく、制度的な手当がなされていない。

そこで、被害児童に対する保護の措置としては主として児童福祉法に基づく措置が実施されることから、児童福祉法を所管する厚生労働省に設置されている審議会等（例えば社会保障審議会）において、被害児童の保護の措置に関する施策について継続的に検証及び評価を行わせ、フォローアップの体制を制度化する。